

Q10 石綿含有仕上塗材の除去・補修作業を行うには届出が必要ですか。

大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号）が、令和3年4月1日から施行されたことに伴い、令和3年4月1日前後で、石綿含有仕上塗材と下地調整材の取り扱いが変わりました。

改正法では、吹付け石綿から独立し、石綿含有仕上塗材の категорияが新設されています。石綿含有であれば、吹付工法、ローラー塗りにかかわらず、「石綿含有仕上塗材」となります。なお、石綿含有下地調整材は「石綿含有成形板等」に該当します。

1 必要な届出について

法改正に伴い、石綿含有仕上塗材の除去時に、特定粉じん排出等作業実施届出書の提出は不要となりました。石綿含有仕上塗材と石綿含有下地調整材除去時に必要な届出等については、下記の表1をご確認ください。届出等が不要でも、大気汚染防止法上の規定がかかりますので、別紙も併せてご確認ください。

なお、吹付けパーライト及び吹付けバーミキュライトは、従来通り「吹付け石綿」に分類されます。

表1 石綿含有仕上塗材の除去等を伴う工事で必要な届出

届出等	根拠		改正後(2022年4月1日以降に着工)			
			解体工事 80m ² 以上		改造、補修工事 請負代金 100万円以上	それ以外
			使用面積※ 500m ² 以上	使用面積※ 500m ² 未満		
大:大気汚染防止法 条:川崎市条例						
特定粉じん排出等作業実施届出書	大	-	-	-	-	-
事前調査結果報告書	大	-	○	○	○	-
石綿排出等作業実施届出書	-	条	○	-	-	-
石綿濃度測定計画・報告書	-	条	-	-	-	-
作業完了報告書	-	条	○	-	-	-

※石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材を合計した使用面積

2 仕上塗材の作業基準について

改正法に以下のとおり、作業基準が規定されました。

仕上塗材除去時の作業基準： <u>薬液等で湿潤化すること。除去後、作業場内の清掃等を行うこと。</u>	
<ul style="list-style-type: none"> 剥離剤併用手工具ケレン工法 剥離剤併用高圧水洗工法 (30～50MPa 程度) 剥離剤併用超高压水洗工法 (100MPa 以上) 剥離剤併用超音波ケレン工法 など 	電気グラインダーその他電動工具を併用する場合は、除去をする範囲を、プラスチックシートで囲い、囲いを外す前に清掃が必要です。

※隔離養生をし、集じん・排気装置を使用して除去することもできます。

表 法令の規定と必要な届出書の早見表（建築物かつ石綿含有仕上塗材に係るもの）

(2022年4月～)

		根拠		解体工事 80m ² 以上		改造、補修工事 請負代金 100万円以上	左記 以外
				使用面積※1 500m ² 以上	使用面積※1 500m ² 未満		
石綿含有建材の事前調査実施		大	-	○	○	○	○
発注者への説明		大	-	○	○	○	○
事前調査結果の記録・保存		大	-	○	○	○	○
届 出	特定粉じん排出等作業実施届出書	大	-	-	-	-	-
	事前調査結果報告書	大	-	○	○	○	-
	石綿排出等作業実施届出書	-	条	○	-	-	-
	石綿濃度測定計画・報告書	-	条	-	-	-	-
	作業完了報告書	-	条	○	-	-	-
作業計画の作成		大	-	○	○	○	○
広告物の配布等(住民周知)		-	条	○	○	-	-
(元請業者から)下請業者への説明		大	-	○	○	○	○
特 定 工 事 中	事前調査結果の掲示(掲示板)	大	-	○	○	○	○
	事前調査結果の写しの備え置き	大	-	○	○	○	○
	作業実施基準の掲示(掲示板)	大	-	○	○	○	○
	作業基準の遵守(作業方法)	大	-	○	○	○	○
	作業の記録	大	-	○	○	○	○
	石綿濃度の測定	-	条	※2	※2	※2	※2
特定粉じん排出等作業の記録の作成・保存		大	-	○	○	○	○
作業終了後の発注者への報告・報告書面の保存		大	-	○	○	○	○

大…大気汚染防止法 条…川崎市条例

※1 石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材を合計した使用面積

※2 市長が必要と認める場合に、測定等を要請することがあります。